



沢辺税理士事務所通信

平成 30 年 7 月 1 日号

NO. 053

※※※※

聞こえてきた、消費税増税の足音

※※※※

消費税率の10%への増税は、再延期されていたため一時は忘れられていたかもしれませんが、**来年(2019年)の10月に実施されることが決定**しています(そのころにはもう平成も終わっていますね!)。もう1年ちょっととなり、最近になって負担増の影響を懸念する声が再び聞こえ始めてきました。

どうしても増税しないといけないのか、というところなのですが、日本政府からすると、消費税は景気動向に左右されにくい、安定した税収入が見込める税目(毎年10兆円前後で推移している)であり、また脱税のしにくい税目であるとも言えます。ちなみに消費税の「節税」も、基本的には不可能です。

ところで、**なぜ来年の「10月」なのか**(いままでの増税時期はいずれも4月)というのは、平成から新年号に変わる月が「5月」であるのと同じくらい不思議な感じがしますが、巷の噂としては以下のようなことがその理由だと言われています。

- (1) 来年4月には**統一地方選挙があるため、それを避けた**(政権にとって逆風となるため)
- (2) **2020年に東京オリンピックがあり好景気に沸くだろう**から、増税による景気の冷え込みを回避(相殺)できる

いずれも理由になっていないような感じもしますが、とにかくにも、現状日本の景気は比較的良好という判断でしょうから、いよいよ消費税率10%の時代が訪れてしまうことが濃厚です。

ちなみにですが、新年号が来年の1月からならなかったのは、年末年始に宮内行事がいくつもあることと、天皇陛下に在位30周年をお迎えいただきたかったこと等があり、4月からならなかったのは、年度替わりでみなさん忙しいから(!)等みたいです(^_^;)

ただ、今は日本も、そして世界的にも景気が良いとはいえ、米中の貿易摩擦懸念など不安材料もありますし、なにより**前回消費税率が5%→8%に上がった直後の平成26年第2四半期の実質GDPは年率-6.8%だった**わけですからね! アベノミクスの勢いも完全にぶっとぼしてしまった、わずか4年前の出来事を忘れてはいけません。今回オリンピック期待の1本足打法でどこまで乗り切れますかね(>_<)

また今回、いままでの消費税増税時と異なる最大の出来事として、**消費税軽減税率の導入**があります。今までも、増税前のリース契約の消費税率が一部残っている、などのケースはありましたが、**今回は思いっきり8%と10%が混在し続ける**ことになります。食品などの生活必需品は8%に据え置く、というのが本来の目的ですが、たとえば「コンビニの弁当は8%だけど、外食は10%」など、間違いなく混乱をきたすと思います。私の正直な心の声は、「誰じゃ! こんなめんどくさいこと考えたんは!!」です(>_<)国が自ら国民の生産性を下げようような手間ばかりかかる制度をつくってどう責任とるつもりなんですか。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>